

「富大経済論集」発行に関する申し合わせ事項

令和4年3月7日教授会承認

令和7年5月14日一部改正

富山大学経済学部は、以下の規定に従って本学部紀要を発行する。

1. 名称・発行の目的・発行主体・発行回数

- (1) 本学部紀要の名称は、富大経済論集（ふだいけいざいろんしゅう）とする。
- (2) 富大経済論集発行の目的は、経済・経営・法を中心とする社会科学及びその関連分野の研究の成果である未発表の業績を掲載し、研究者間の学術交流、研究の活性化を促すこととする。
- (3) 発行主体は経済学部であり、発行人は経済学部、編集人は編集委員会とする。
- (4) 富大経済論集は、原則として、1年度に2回発行することとする。

2. 本学部紀要に投稿できる者

- (1) 富山大学経済学部教員及びサステナビリティ国際研究センター教員は、富大経済論集に投稿することができる。ただし、研究科担当教員でない者又は学環担当教員でない者で採用の際に業績審査が行われなかった者を除く。
- (2) (1) 以外の教職員、退職教員、転出教員、大学院生及び学生等の投稿については、学部長が編集委員会の意見を聴いて掲載の可否を決める。

3. 本学部紀要の掲載内容

- (1) 本学部紀要の発行目的に合致した論文、研究ノート、判例評釈及び資料等。
- (2) 編集委員会が特に依頼した論稿。
- (3) 2 (1) 以外の者の論稿については、以下に限り掲載することができる。
 - ① 富山大学経済学部又はサステナビリティ国際研究センター教員との共同執筆による論稿。この場合、執筆者の順序の決定は、執筆者に委ねる。
 - ② 関係者による退職記念号及び追悼記念号に係る論稿。
 - ③ 「富大経済論集」掲載論文への批判論文。
- (4) 掲載希望論稿の編数が多い場合、編集委員会の協議により、その一部を次号に回すことができる。

4. 編集委員会の構成と権限

- (1) 編集委員会の構成

編集委員会は、研究支援委員会がこれを構成する。研究支援委員会委員長が編集委員会の長を兼ねる。

(2) 編集委員会の権限

- ① 編集委員会は、富大経済論集の編集権を有する。
- ② 編集権の内容は、投稿論稿の掲載の可否決定、修正の要求及び論稿の依頼等である。
- ③ 査読の進め方に関しては、富大経済論集査読要項にしたがう。
- ④ 編集に際しては、公正に配慮し、アカデミック・ハラスメントにならないよう十分留意する。

5. 富大経済論集の体裁

(1) 富大経済論集に掲載される論稿は、電子化し、富山大学学術情報リポジトリを通じて公開する。

(2) 富大経済論の体裁は次のとおりである。

① 表紙

タイトル：富大経済論集・巻号・発行年月日・発行主体

② 目次（次の順に従って作成する）

イ ジャンル（論文、研究ノート、判例評釈及び資料等）

ロ 所属学科・サステイナビリティ国際研究センター

ハ 執筆者については、原則として50音順とする。

③ 掲載論文等

イ 掲載原稿は、原則として刷り上り43頁（400字詰め100枚まで）とし、これを超える部分は次号以降に分割掲載することとする。

ロ 原則として、1人1編とする。

ハ キーワード及び原稿提出年月日を付す。

ニ 論文に関しては、査読である旨を明記する。

④ 欧文目次

⑤ 執筆者紹介

⑥ 奥付

⑦ 裏表紙（欧文）

(3) 記念号においては、必要に応じて献辞、写真、経歴、業績目録等を付すこととする。

6. 財源、抜刷

(1) 財源は、経済論集経費とする。

(2) 執筆者には、抜刷30部まで無料で配布する。それを越える部数を希望する場合は、個人研究費で負担する。

(3) カラー印刷を希望する執筆者は、白黒印刷からの変更により生じる増額分全額をすべて個人研究費で負担する。

*一論稿につき、抜刷30部までを追加できる。共著者分は追加しない。

7. 著作権

著作権者は執筆者とする。

8. その他

- (1) 執筆・編集の細目については、「執筆・編集マニュアル」を別に定める。
- (2) その他問題が発生した場合は、編集委員会の協議に付すものとする。